

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第9号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後									
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）									
組織		職		区分		組織		職		区分			
知事	本庁	略		略		知事	本庁	略		略			
		肥前さが 幕末維新 博事務局	略 <u>事務局次長</u> 略	略 2種 略	肥前さが 幕末維新 博事務局			略 <u>次長</u> 略	略 2種 略				
		略		略				略		略		略	
		健康福祉 部	医療統括監 <u>歯科医療総括監</u> 監査監	1種 2種 4種	健康福祉 部			医療統括監 <u>監査監</u>	1種 4種				
	現地 機関	政策部	消防学校長 略		2種 略	現地 機関	政策部	首都圏事務所長 <u>首都圏事務所副所長</u> 消防学校長 略	1種 4種 2種 略				
			総務部	首都圏事務所長 <u>九州国際重粒子線がん治療 センター担当部長</u>	1種 2種			総務部					

改正前				改正後			
			首都圏事務所副所長	4種			
			自治修習所長	2種			自治修習所長
			略	略			略
	地域交流部	略	略	略	地域交流部	略	略
			佐賀空港事務所副所長	4種			佐賀空港事務所副所長
			博物館長	2種			博物館統括副館長
			博物館副館長	4種			博物館副館長
			九州陶磁文化館副館長	3種			九州陶磁文化館統括副館長
			美術館長	2種			九州陶磁文化館副館長
			美術館副館長	4種			美術館統括副館長
			名護屋城博物館長	2種			美術館副館長
			名護屋城博物館副館長	4種			名護屋城博物館統括副館長
			佐賀城本丸歴史館副館長	3種			佐賀城本丸歴史館統括副館長
		略	略	略			略
	健康福祉部	略	略	略	健康福祉部	略	略
			療育支援センター所長	3種			療育支援センター所長
			療育支援センター副所長	4種			療育支援センター医務監
							療育支援センター副所長

改正前				改正後			
		略	略			略	略
	産業労働部	略 工業技術センター所長 略	略 <u>2種</u> 略		産業労働部	略 工業技術センター所長 略	略 <u>3種</u> 略
	農林水産部	略 有明水産振興センター所長 略	略 <u>2種</u> 略		農林水産部	略 有明水産振興センター所長 略	略 <u>3種</u> 略
略				略			
人事委員会	人事委員会事務局	事務局長 略	<u>1種</u> 略	人事委員会	人事委員会事務局	事務局長 略	<u>2種</u> 略
略				略			
公安委員会	警察本部	略 人事企画官 新警察署開庁準備室長 取調べ監督室長 略 少年サポートセンター所長 略 交通反則通告センター所長 運転免許試験場長 交通聴聞官 運転者教育室長	略 4種 <u>4種</u> 4種 略 4種 略 4種 4種 4種 4種	公安委員会	警察本部	略 人事企画官 取調べ監督室長 略 少年サポートセンター長 略 交通反則通告センター長 運転免許試験場長 運転免許指導官 交通聴聞官	略 4種 4種 略 4種 略 4種 4種 <u>4種</u> 4種

改正前				改正後			
		警備指導官 略	4種 略			警備指導官 略	4種 略
	警察署	佐賀警察署長、唐津警察署長、鳥栖警察署長、伊万里警察署長、武雄警察署長、鹿島警察署長、小城警察署長及び神埼警察署長	2種		警察署	佐賀南警察署長、佐賀北警察署長、唐津警察署長、鳥栖警察署長、伊万里警察署長、武雄警察署長、鹿島警察署長、小城警察署長及び神埼警察署長	2種
		諸富警察署長及び白石警察署長 略	3種 略			白石警察署長 略	3種 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和34年1月1日から適用する。

(県職員給与条例附則第9項又は学校職員給与条例附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等の支給額)

2 次の各号に掲げる職員の当該各号に定める日以後の管理職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定による額に100分の98.6を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 県職員給与条例附則第9項の表の給料表の欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級の欄に掲げる職務の級以上である者(佐賀県職員の給料その他の給与支給規則(昭和32年佐賀県人事委員会規則第9号)附則第3項に定める者)に限る。以下この

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和34年1月1日から適用する。

改正前	改正後
<p><u>号において「特定職員」という。） 50歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が50歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）</u></p> <p><u>(2) 学校職員給与条例附則第17項の表の給料表の欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級の欄に掲げる職務の級である者（以下この号において「特定職員」という。） 50歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が50歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）</u></p>	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。